

「かんぽ生命の新規業務の届出」に対する生保労連の見解

生保労連では、郵政民営化にあたっては民間生命保険会社との公平・公正な競争条件を確保することが大前提であり、これが実現しない中で、かんぽ生命の業務範囲の拡大や加入限度額の引き上げを認めることはできず、まずは、かんぽ生命への政府関与（出資）の解消をはかることが先決であるとの主張をこれまで一貫して行って参りました。

こうした中、かんぽ生命より「契約更新制度の導入等」を内容とする新規業務の届出がなされ、6月27日の郵政民営化委員会において、今回の届出に対する調査審議は不要であり、新規業務の実施について問題ないとの判断が示されました。

生保労連としては、かんぽ生命の新規業務の取扱いが「認可制」から「届出制」に移行するにあたり、公平・公正な競争条件の確保がなされないまま、なし崩し的に業務範囲の拡大・新規業務の取扱いがなされること等に対し、再三にわたり懸念を申し述べてまいりましたが、今般、本年4月に販売開始した「医療特約の改定等」に続き、「契約更新制度の導入等」についても問題ないとの判断が示されたことで、こうした懸念が現実のものになったとの受け止めをせざるを得ません。

日本郵政のかんぽ生命株式保有割合は郵政民営化法上で「届出制」移行にあたり規定された50%をこらうじて下回る49.9%であり、今後の株式完全売却への明確な道筋も未だ示されていない状況にあります。こうした中、郵政民営化委員会による調査審議さえ行われぬまま、かんぽ生命の新規業務が認められる状況は、他の民間生命保険会社との適正な競争関係に配慮したものととは到底認められません。

生保労連としては、先ずもって民間生命保険会社との公平・公正な競争条件の確保に向けて、日本郵政が保有するかんぽ生命株式の完全売却に向けた道筋が早期に示され、着実に実行されることを強く要望いたします。

また、郵政民営化委員会においては、生保労連がこれまでに申し述べてきた危惧・懸念等を十二分に考慮の上、新規業務に係る配慮義務を履行する公平・中立な第三者の立場から、適切な判断がなされるよう改めて要望いたします。

生保労連は生保産業唯一の産業別労働組合として、民間生命保険会社で働く者の雇用や生活への影響を引き続き注視するとともに、郵政民営化委員会の動向やかんぽ生命の新規業務が市場に与える影響等を踏まえ、適宜必要な対応をはかって参ります。

令和4年7月1日
全国生命保険労働組合連合会